

責任開始時前の発病



お支払い
できる場合

ご加入後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院した場合

▶ **責任開始時後に発病した疾病**を原因とした入院のため、入院給付金をお支払いします。



お支払い
できない場合

ご加入前から治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、ご加入後に悪化し入院した場合

▶ **責任開始時前に発病した疾病**を原因とした入院のため、入院給付金をお支払いできません。



お支払い
できない場合

ご加入前に発病した「網膜色素変性症」により、ご加入後に両眼を失明した場合

▶ **責任開始時前に発病した疾病**を原因とした失明のため、高度障がい保険金をお支払いできません。

解説

● **責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害や発病した疾病を原因とする場合には、原則として、高度障がい保険金、入院給付金などはお支払いできません。ただし、以下の場合にはお支払いの対象となります。**

- 責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害や発病した疾病について、当社が告知などにより知ったうえで引受けした場合
- 責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害や発病した疾病について、責任開始時前に医師の診療を受けられたことがなく、発病した認識または自覚をされていなかった場合
- 責任開始日から2年を経過した後の入院や手術で、給付金を請求された場合



- 「おまかせセレクト」など一部商品で、約款に別段の定めがある場合は、お取扱いが異なることがあります。